

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第6号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「条例附則第5条」を「条例附則第3条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。